

00325

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日が休日は、そのと日)

の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の 所 在 地 申出の受理の年月日
名 称 在 地 都道府県名 申出の年月日

星野医院 鳥取市川端四丁目三九 全都道府県 昭和四十二年一月十二日

◇告 示
三 次
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理による旨の届出
生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出
生活保護法による医療機関の指定
昭和四十二年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日等
土地改良区の定款の変更の認可
地籍調査の成果の認証
米飯提供業者の登録

鳥取県告示第八十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療科名 廃止年月日

安達 医院 日野郡日野町黒坂一二 内科、小児科、昭和四十年
四五番地二 放射線科 十二月十九日

鳥取県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の由出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

指定年月日 名 称 所 在 地 診療科名 開設者名

昭和四十二年一月十六日 越智内科医院 米子市加茂町一 内科 越智 勤

鳥取県告示第八十四号

鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十一号)第十条の規定により、昭和四十二年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 入所期日 昭和四十二年四月中旬

二 募集人員 機能回復訓練生 七名

職業訓練生 十九名

鳥取県告示第八十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により定めた事業計画に基づき実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業主体名	調査年度	認証事業量
羽合町	昭和三十四年度から昭和三十九年度まで	七一八、三七ha
名和町	昭和三十六年度から昭和三十九年度まで	四一六、八四
米子市	昭和三十六年度	二〇八、一七

鳥取県告示第八十七号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を昭和四十二年一月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名

鳥振第二五九号 昭四二、一、一四 米原 穂 鳥取ボーリングセンター内砂丘パレス 鳥取市今町二丁目一五三 鳥取市富安三八〇

登録番号 登録年月日 氏名

00327

鳥取県告示第八十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年一月十九日から用途廃止した。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県知事 石 所 破 二 朗

場	所	面	積	用	途
鳥取市田島字向畑田一二八番一地先から一二六番 一地先まで		二八五・三六	水路敷	四二・五四	道路敷
		平方メートル			

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則

第一条中「鳥取県立高等学校」の下に「及び米子市立高等学校」を加える。

第二条第一号中「別表」を「別表第一及び別表第二」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二

米子市立高等学校全日制課程通学区域表

普通科(単独学区)

高 校 名		学 校 名等	区	域	上記学校に通学すべき校区 (小学校区をもつて表示)
市	郡	市 郡 名	町 村 名		
米	西伯郡	米子市		明道、義方、啓成、就将、車尾、福原、弓ヶ 住吉、彦名、崎津、和田、大篠津、日新、巣、春日、加茂	
子	日吉津村			浜、成実、日新、巣、春日、加茂	
				日吉津	

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に米子市立高等学校に在学する者については、第三条の規定にかかわらずその者の住所地の属する学区をもつて、同条の規定による学区とみなす。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

二	場 所	鳥取市東町	県教育委員会委員室
一	日 時	昭和四十二年一月三十日	午前十時三十分

公安局員會告示

鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 沢住辰蔵

聴聞の期日及び場所

卷之二十一

徳間当事者の住所及び氏名

西伯郡中山町田中一〇五一の二

東伯郡東伯町大字三保一三八の四

西伯郡中山町住吉五二

東伯君東伯町大字大杉一

東坡新集卷之三

米子市福井一三二

米子市車尾四区一三五二

米子市錦町二丁目二二六の二

米子市旗ヶ崎二区 岩崎方

11
米子市東福原八七一の二

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 烏取県鳥取市東町一丁目 烏

取
得

(定価一部一箇月三百円(送料を含む。))